

(別 紙)

諮問番号：平成30年8月8日付け目企広第755号、平成30年8月22日付け目企広
第862号

答申書

1. 審査の経過

審査請求人は、第1に、目黒区長（以下、「実施機関」という）に対して提起された「国家賠償請求事件（平成30年1月24日、2月2日及び3月1日送達分）に係る訴訟活動の委任に係る起案文書」のうち、「訴訟委任契約に係る金額」の部分（以下「行政情報①」とする）につき不開示とした部分開示決定、第2に、「国家賠償請求事件（平成30年1月24日、2月2日及び3月1日送達分）に係る訴訟活動の委任契約に係る支出の実施起案及び同起案に係る支出負担行為兼支出命令書」のうち、「負担行為済額、訴訟委任契約に係る金額」の部分（以下「行政情報②」とする）につき不開示とした部分開示決定に対し、審査請求を行っている。

いずれの審査請求の対象も、不開示部分は、同一弁護士との訴訟委任契約に係る金額など弁護士報酬であることから、当審査会は両審査請求を併合審査することを決定した。

なお、審査請求ならびに当審査会による審査の経緯は、以下の通りである（期日は、その文書日付であることを示す）。

<行政情報①について>

平成30年6月15日 審査請求人が実施機関に対し行政情報の開示を請求

同年7月2日 実施機関が部分開示決定（目総第1439号）を通知

同年7月5日 審査請求人が上記決定につき、実施機関に審査請求書を提出

同年8月8日 実施機関が当審査会に弁明書の写しを添えて諮問（目企広第755号）

同年8月9日 審査請求人が当審査会に弁明書（目総第1880号）に対する反論書を提出

<行政情報②について>

平成30年7月5日 審査請求人が実施機関に対し行政情報の開示を請求

同年7月24日 実施機関が部分開示決定（目総第1631号）を通知

同年7月26日 審査請求人が上記決定につき、実施機関に審査請求書を提出

同年8月22日 実施機関が当審査会に弁明書の写しを添えて諮問（目企広第862号）

同年8月24日 審査請求人が当審査会に弁明書（目総第1920号）に対する反論書を提出

<行政情報①および②について>

平成30年9月21日 本件諮問の審議

同年10月19日 本件諮問の審議

同年11月30日 本件諮問の審議

同年12月21日 本件諮問の審議
平成31年1月25日 実施機関の意見聴取、本件諮問の審議
同年2月25日 本件諮問の審議
同年3月4日 本件諮問の審議
同年4月23日 本件諮問の審議
同年4月25日 審査請求人が両審査請求に関し、追加資料として類似事案に関する葛飾区の答申（平成31年度答申第2号）を添付した意見書を当審査会に提出
令和元年5月28日 本件諮問の審議
同年6月25日 本件諮問の審議
同年6月25日 審議審査請求人が両審査請求に関し、追加資料として類似事案に関する葛飾区の裁決書（31葛飾総総第322号）を添付した意見書を当審査会に提出
同年7月19日 本件諮問の審議
同年9月23日 本件諮問の審議
同年10月18日 本件諮問の審議

2. 当事者の主張

（1）審査請求人の主張（審査請求書、反論書、意見書）

・審査請求書において、次のように主張している。

目黒区情報公開条例（以下「本条例」とする）第7条2号が規定する「当該個人に不利益を与える情報とは、当該事業者の競争上又は事業運営上の情報であり、事業者の経営に重大な影響を及ぼす特殊なノウハウや内部情報等である。しかし、訴訟委任契約に係る金額は特殊な情報ではないし、当該事業者はインターネット上において弁護士報酬額等を公開しているので、競争上又は事業運営上の地位が損なわれるものではなく、また明らかに不利益を与えるものではない」。

弁護士報酬額等の公開は、「公正で民主的な区政の運営、適正な財政支出等を区民が知る権利を保障するため、区の諸活動に関し区民に説明する責務を全うするため」必要である。

・また、反論書において、次のように反論している。

資料として添付した、京都市情報公開審査会答申第82号及び神戸市情報公開審査会答申（平成14年11月29日）は、弁護士報酬を公開しても、「当該弁護士の事業活動に支障が生じるとは認められないと判断」している。

本条例第7条2号但し書きに基づき、「〇歳の女性、会社を潰された従業員（職を失い失意のどん底にある）、審査請求人の人権・生命・財産を保護するため、弁護士報酬等を公開すべきである」。

「弁護士報酬等は、正に公金の支出に関する情報であり、公開することにより納税者に対して説明責任（委任契約締結の社会的妥当性、契約金額の適正性）を果たすことになる」。

・さらに、意見書において、次のように主張している。

追加資料として提出した、葛飾区の答申（平成31年度答申第2号）および裁決書（31葛飾総総第322号）は、本件との類似事件につき認容している。

（2）実施機関の主張（弁明書）

行政情報①および②、すなわち本件弁護士報酬は、非公開事由につき定めた本条例第7条2号の「法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」に該当する。その理由は、次のとおりである。

「弁護士報酬については、個々の弁護士が依頼主との協議により自由に報酬額を決めることができることから、弁護士報酬の額は、競合している弁護士相互間において、また、各弁護士が依頼を受ける第三者との関係において重要な情報である」。「この情報を公にした場合には、当該弁護士が本件事案及び依頼者である目黒区をどのように評価したのか、また、当区が当該弁護士をどのように評価したのか明らかとなり、これを知った他の依頼者が自己の報酬額と異なることなどを理由に当該弁護士との信頼関係を損ねることや、第三者が当区の支払った報酬額をもって、当該弁護士の能力や活動状況を判断する可能性があるなど、当該弁護士の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」。

3. 審査会の判断

行政情報①および②、すなわち本件弁護士報酬が、非公開事由を定める本条例第7条2号の「法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」に該当するか問題となる。

本条例は行政情報につき原則公開としており、例外的に非公開事由を定めた第7条2号は、開示により事業者等に不利益を与えることが「明らか」であることを要求している。したがって、本条例第7条2号は、当該情報の開示により事業者等が、何らかの不利益を受けるおそれがあるというだけでは足りず、競争上の地位又は事業運営上の地位その他正当な利益に対する具体的な侵害を受ける蓋然性が客観的に明白である場合に限られると解される。

そして、当該情報の開示により事業者等が、競争上の地位又は事業運営上の地位その他正当な利益に対する具体的な侵害を受ける蓋然性が客観的に明白であるかどうかは、当該情報の内容・性質、本件事業者等の事業内容、当該情報が事業活動等においてどのような意味を有しているか等、諸般の事情を総合的に判断して決定されるべきである。

まず、本件事業者は弁護士であり、当該情報の内容は、弁護士報酬である。弁護士報酬については、日本弁護士連合会の会則である報酬規程第3条1項が、「弁護士等は、弁護士等の報酬に関する基準を作成し、事務所に備え置かなければならない」と規定し、また

第6条は、「弁護士等は、弁護士等の報酬に関する自己の情報を開示し、及び提供するよう努める」と規定し、弁護士報酬に関する基準等の情報開示を要求している。そして、本件事業者の所属する法律事務所も、ホームページで報酬基準を公開している。

一般的に、公開している報酬基準は、定型的な事案に関するものであり、事案の複雑さや事件処理に要する手数の繁簡等の個別事情により非定型的な事案にあたる場合、報酬基準と異なる報酬になることは合理的と考えられる。そして、弁護士職務基本規程第24条は、「弁護士は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして、適正かつ妥当な弁護士報酬を提示しなければならない」と規定している。また、本件事業者が所属する法律事務所の弁護士費用規程第7条1号も、「依頼者と協議の上、依頼者の経済的資力・事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し」「適正かつ妥当な範囲で弁護士費用を増減額し、若しくは免除することができます」と規定している。

したがって、弁護士報酬はその弁護士に対する評価それ自体を意味するものではなく、また、仮に本件弁護士報酬が報酬基準と異なり、このことを当該情報の開示により他の依頼者が知ったとしても、それは非定型的な事案であるためと考えるであろうから、本件弁護士に不信や不満を抱き、信頼関係が破壊され、本件弁護士の事業活動に具体的な支障が生じる蓋然性はないと考えられる。加えて、当該情報の性質は、公費の支出に関するもので、行政情報の中でも、納税者に対する説明責任から、開示が強く要請される情報である。

以上の諸事情を総合的に判断するならば、本件弁護士報酬は、その開示により事業者等が、競争上の地位又は事業運営上の地位その他正当な利益に対する具体的な侵害を受ける蓋然性が客観的に明白である場合には当たらない。したがって、本件弁護士報酬は、不開示事由を定めた本条例第7条2号に該当しない。

4. 審査会の結論

両審査請求について、審査請求人の請求には理由があると判断するので、本件弁護士報酬は開示すべきである。

2019年（令和元年）10月28日

目黒区情報公開・個人情報保護審査会

会 長 中島徹

副会長 江島晶子

委 員 卷美矢紀